



社頭の儀

ツアープランナーより 皁月五月の京都を代表する歳時はやはり、葵祭と言えるでしょう。様々な祭礼が行われる京都の中でも祇園祭、時代祭と共に京都三大祭りに挙げられる、非常に重要なお祭りです。この祭りの最も重要な儀式が、天皇の使者である勅使が神前で御祭文を奏上し、御幣物を奉納する「社頭の儀」。通常非公開の儀式ですが、特別に参列できることとなりました。貴重な体験となることでしょう。

京都三大祭りのひとつ「葵祭」

葵祭は、京都の賀茂御祖神社(下鴨神社)と賀茂別雷神社(上賀茂神社)の例祭で、約1500年前に始まったとされています。祭りの起源は、欽明天皇の時代に風雨を鎮めるために行われた神事に由来し、平安時代には国家的な行事として定着しました。当初は「賀茂祭」と呼ばれ、平安貴族の間で「祭り」といえばこの祭を指すほど有名でした。江戸時代に再興され、葵の葉を装飾に用いるようになったことから葵祭と呼ばれるようになりました。葵祭は、応仁の乱や戦時中に中断された時期もありましたが、昭和28年(1953年)に復活し、現在も続いています。祭りの特徴は、平安時代の装束をまとった行列が京都御所から両神社まで練り歩く「路

頭の儀」と、神前での儀式「社頭の儀」で、古式ゆかしい伝統を今に伝えています。

通常非公開の神前儀式「社頭の儀」

「社頭の儀」は、葵祭の行列が下鴨神社と上賀茂神社に到着した際に行われる重要な儀式です。この儀式では、天皇の使者である勅使が神前で御祭文を奏上し、御幣物を奉納します。さらに、平安時代の雅な雰囲気の中で、御馬の牽き回しや舞人による「東遊^{あずまあそび}」の舞が奉納されます。「社頭の儀」は一般には公開されておらず、葵祭の中でも特に格式高い儀式とされています。古式ゆかしい伝統と所作が葵祭の魅力を実際立させています。



社頭の儀



「東遊(あずまあそび)」の舞

通常非公開の儀式を特別に見学

京の歳時記 葵祭「社頭の儀」 特別参列の旅 日帰り

集合・日数・出発日	旅行代金
【京都駅集合・日帰り】 5月15日(木)	¥35,000

【前泊プラン】1泊2食付 ホテル日航プリンセス京都(洋室) 追加 ¥27,000(2名1室利用) 追加 ¥45,000(1名1室利用)
※なお、添乗員は2日目(5月15日)から同行します。

京都駅08:30集合 ◯ホテル日航プリンセス京都 ◯
1 下鴨神社 葵祭の通常非公開「社頭の儀」を特別に見学します
その後、遅めの昼食 ◯京都駅16:30頃着 解散 ◯昼◯

■最少催行人員：12名様 ■食事：朝食0回、昼食1回、夕食0回
■添乗員：京都駅ご集合時から京都駅解散時まで同行します。
■利用予定バス会社：ヤサカ観光バスまたは同等クラス

前泊プラン

ホテル日航プリンセス京都

京都の中心「四条烏丸」に位置し、地下鉄「四条」駅5番出口から歩いて約3分と交通の便も良く、京の台所「錦市場」、あでやかな姿をみせる祇園・先斗町へも徒歩圏内です。



ホテル日航プリンセス京都 客室(イメージ)

■各コース共通の旅行条件とご注意

■宿泊施設は特に明記してあるものを除きバスタブ・トイレ付きのお部屋です(大浴場などの施設がある場合、シャワーのみ、あるいはバスタブ・シャワーなしのお部屋となる場合があります)。■お1人でご参加のお客様は、1名室利用追加代金にて承ります。その場合は洋室シングルルームまたは和室となります。■旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日以降の現地合流、離団はお受けすることが出来ませんので、なるべく早めにお申し出ください。■キャンセル料半額制度は国内旅行の場合適用外となります。ご注意ください。■マークの説明 ✈=航空機 🚆=列車 🚌=バス 🚗=自動車 🍽=朝食 🏠=昼食 🍷=夕食 🍽=食事なし 📺=入場観光 🚗=下車観光

ご旅行条件(抜粋)

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。別途交付する旅行条件書(全文)をお受け取りの上、必ずご確認いただいた上で申し込みください。

1. 旅行のお申込み・予約・旅行契約の成立

- お申込みは、当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入のうえ、申込金(40,000円又はパンフレットに明示した場合はその額)を添えてお申込みいただきます。
- 当社は、電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点では成立しておらず、当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は、予約はなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。なお、お支払い対象旅行代金や、申込金をクレジットカードを利用、自動引き落とし方法でのお支払い方法を選択されたお客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨のメールがお客様に到達した時に成立します。旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお

申込みの場合、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払っていただきます。

3. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計額をいいます。

4. 旅行代金に含まれるもの

(1) パンフレット等、当社ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

- 運送機関の運賃・料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。)
- 送迎バス料金、都市間の移動に係るバス料金、観光に伴うバス料金
- ホテル等の宿泊機関の宿泊料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り1部屋に2名で宿泊した場合を基準にします。)
- 食事の料金(機内食は除く。)及び税・サービス料金
- その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものの他(1)に記載したものは、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しの対象外となります。

(2) 前(1)に記載したものは、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しの対象外となります。

5. 旅行代金に含まれないもの

第4項の他は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金

(3) お1人部屋を使用される場合の「1室1名利用追加代金」

(4) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途の小旅行)の料金

6. 取消料について

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日までに解除するとき	お支払い対象旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日までに解除するとき	お支払い対象旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除するとき	お支払い対象旅行代金の40%
当日(旅行開始前)に解除するとき	お支払い対象旅行代金の50%
旅行開始後に解除するとき又は無連絡不参加のとき	お支払い対象旅行代金の100%
貸切船舶を利用するとき	当該船舶に係る取消料規定による

ご旅行条件は、2025年4月1日現在の運賃・料金を基準としております。

旅行企画・実施

ワールド航空サービス

WEBも
どうぞ

<https://www.wastours.jp>

ワールド航空

検索

営業時間 / 月曜日～金曜日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝は休業)



ボンド保証会員
一社社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



- 東京支店** TEL: 03-3501-4111
東京都千代田区有楽町1-5-1 日比谷マリンビル 4階 〒100-0006 総合旅行業務取扱管理者 松崎 浩
- 大阪支店** TEL: 06-6343-0111
大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル29階 〒530-0001 総合旅行業務取扱管理者 信濃 貴宣
- 名古屋支店** TEL: 052-252-2110
名古屋市中区栄3-14-7 RICCOC栄8階 〒460-0008 総合旅行業務取扱管理者 柴崎 範朗

- 九州支店** TEL: 092-473-0111
福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多階成ビル2階 〒812-0013 総合旅行業務取扱管理者 木村 咲子
- 札幌支店** TEL: 011-232-9111
札幌市中央区北1条西2-1 時計台ビル 5階 〒060-0001 総合旅行業務取扱管理者 真島 智
- 湘南支店** TEL: 0466-27-0111
神奈川県藤沢市藤沢484-1 藤沢アンパービル 3階 〒251-0052 総合旅行業務取扱管理者 近 博之

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者におたずねください。(株)ワールド航空サービス観光庁長官登録旅行業201号